

令和4年度 熊本県会計年度任用職員(職業能力開発業務関係) 募集案内

1 募集職種、採用予定人数、業務内容、勤務場所

職種	予定人数	業務内容	勤務場所
① 職業訓練指導員 (自動車車体整備科)	1人	自動車車体整備科の訓練生に対する学科及び実技指導(自動車整備技術に関する指導)	熊本県立 高等技術専門校
② 職業訓練指導員 (総合建築科)	1人	総合建築科の訓練生に対する学科及び実技指導(木造建築に関する指導)	

2 勤務条件

- (1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間 : 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
- (3) 勤 務 時 間 等 : 午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で所属長が定める
※週29時間以内、月20日以内
- (4) 休 日 等 : 土、日、祝日
- (5) 報 酬 等 : ①報酬日額 6時間勤務日額 7,314円~8,309円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 令和4年12月期:最大1.225月
※1 職業訓練業務に従事した日には、1日につき訓練教育手当日額1,200円が支給されます。
※2 上に記載している報酬日額は、1日に6時間勤務をした場合の金額で、1日に勤務した時間により異なります。
※3 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※4 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※5 概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。
- (6) 社 会 保 険 : 地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (7) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (8) 条件付採用 : 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (9) 地方公務員 : 地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の法の適用 命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く))

等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

- (10) 退職に関する：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する事項 条例による。

3 受験資格

職種	資格要件
① 職業訓練指導員 (自動車車体整備科)	自動車整備技術に係る資格(職業訓練指導員免許、1級又は2級自動車整備士、自動車車体整備士、他に同等と考えられるもの)のうち1つ以上の資格を有し、かつ、当該資格に係る実務経験が5年以上の方
② 職業訓練指導員 (総合建築科)	木造建築に係る資格(職業訓練指導員免許、1級又は2級技能士、1級又は2級建築士、高等学校教諭免許、他に同等と考えられるもの)のうち1つ以上の資格を有し、かつ、当該資格に係る実務経験がある方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

【職種①、②】職業訓練指導員(自動車車体整備科、総合建築科)

人物試験：個別面接による口述試験を行います。

[注意：受験の際に持参するものについて]

- ・受験票、筆記用具(ボールペン、鉛筆、消しゴム等)
- ・時計は、計時機能だけのものに限りです。

5 試験日程等

- (1) 試験 日 時：令和4年9月12日(月) 午前10時15分着席
会 場：熊本県立高等技術専門校

熊本市南区幸田1丁目4-1(電話 096-378-0121)

- (2) 合格発表 合格者の発表は、令和4年9月15日(木)に行います。
受験者全員に対して、郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページにも掲載します。<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

6 応募方法

申込 手 続	熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課（県庁行政棟本館7階） 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2344	
	○申込書・写真票・受験票に必要事項を記入のうえ、 所定の箇所に写真を貼ってください。 ○ 申込書Ⅱから受験票だけを切り取って、郵便はがきの裏に貼ってください。また、郵便はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。 ○「申込書Ⅰ」と「申込書Ⅱ（写真票）」及び「受験票を貼った郵便はがき」を 上記の申込先に郵送又は持参してください。 郵送する場合は、必ず 特定記録郵便 とし、封筒の表に「熊本県会計年度任用職員（職業能力開発業務関係）『申込する職種名』申込」と 朱書 してください。 ※「ハローワークの紹介状」を添付してください。 ※職種に係る免許証や資格証書の写しを併せて提出してください。 ※写真（申込前3か月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦4cm、横3cm程度）は、 裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。	
	受付期間	令和4年9月2日（金）まで ただし、応募者が5名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。
	持参	受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日及び日曜日、祝日は受付ができませんのでご了承ください。
	郵送	ハローワークの紹介状の受取り後、速やかに郵送してください。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、令和4年9月8日（木）までに届かないときは、至急、申込先まで問い合わせてください。	

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次表のとおりです。受験者本人が受験票又は合格通知書を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日及び日曜日、祝日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1か月間	熊本県商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課

8 その他

- 最終合格者については、職種ごとに「熊本県職業能力開発業務関係会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- 合格の有効期間は、合格発表の日から令和5年3月31日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が合格者よりも少ない場合は採用されないこともあります。

【問い合わせ先】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課 能力開発班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 (県庁行政棟本館7階)
電話 096-333-2344

【試験会場】

熊本県立高等技術専門校
〒861-4108 熊本市南区幸田1丁目4-1 電話 096-378-0121



・JR九州

豊肥線 南熊本駅下車
バスにて約10分

・熊本バス

桜町バスターミナル発
御幸木部行約20分
幸田まちづくりセンター入口
下車 徒歩1分
桜町バスターミナル発
田迎経由各バス約15分
出仲間下車 徒歩5分

